斎藤　嘉隆	愛知県名古屋市中川区服部五―六一八	参議院議員愛知県	平成二十八年七月十日	○	
櫻井　充	宮城県仙台市青葉区川平五―九―九	参議院議員宮城県	平成二十八年七月十日	○	
芝　博一	三重県鈴鹿市山本町一七九〇―一	参議院議員三重県	平成二十八年七月十日	○	
榛葉賀津也	静岡県菊川市西方三六一五―一	参議院議員静岡県	平成二十五年七月二十一日	○	
杉尾　秀哉	長野県長野市大字稲葉一八一二	参議院議員長野県	平成二十八年七月十日	○	
鈴木　エリ（徳永　エリ）	北海道札幌市中央区南一三条西二三―一―一〇	参議院議員北海道	平成二十八年七月十日	○	
田名部匡代	青森県八戸市南類家三―一〇―一	参議院議員青森県	平成二十八年七月十日	○	
長浜　博行	千葉県浦安市美浜四―一二―四	参議院議員千葉県	平成二十五年七月二十一日	○	
那谷屋正義	神奈川県川崎市多摩区中野島四―一二―九―一	参議院議員比例代表	平成二十八年七月十日	○	
難波　奨二	岡山県倉敷市玉島阿賀崎二―四―三七	参議院議員比例代表	平成二十八年七月十日	○	
野田　国義	福岡県福岡市博多区寿町三―三―一三	参議院議員福岡県	平成二十五年七月二十一日	○	
白　眞勲	東京都新宿区市谷本村町七―四	参議院議員比例代表	平成二十八年七月十日	○	
羽田雄一郎	長野県上田市材木町一―一―一三	参議院議員長野県	平成二十五年七月二十一日	○	
鉢呂　吉雄	北海道小樽市稲穂三―六―一八四	参議院議員北海道	平成二十八年七月十日	○	
濱口　誠	愛知県みよし市三好丘緑一―二―一九	参議院議員比例代表	平成二十八年七月十日	○	
濱野　喜史	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	平成二十五年七月二十一日	○	
平山佐知子	静岡県磐田市緑ケ丘五―九	参議院議員静岡県	平成二十八年七月十日	○	
福山　哲郎	京都府京都市上京区室町通武者小路下る小島町五四七―一	参議院議員京都府	平成二十八年七月十日	○	
藤末　健三	東京都世田谷区玉川一―一五―四	参議院議員比例代表	平成二十八年七月十日	○	
藤田　幸久	茨城県水戸市笠原町九七五―一一	参議院議員茨城県	平成二十五年七月二十一日	○	
牧山　弘恵（牧山ひろえ）	神奈川県横浜市中区本牧和田二一―九	参議院議員神奈川県	平成二十五年七月二十一日	○	
増子　輝彦	福島県郡山市神明町五―一	参議院議員福島県	平成二十八年七月十日	○	
真山　勇一	神奈川県横浜市港北区篠原東一―四―七	参議院議員神奈川県	平成二十八年七月十日	○	
宮澤　由佳	山梨県甲府市下曽根町七九六	参議院議員山梨県	平成二十八年七月十日	○	
村田　蓮舫（蓮舫）	東京都目黒区大橋二―一六―三五	参議院議員東京都	平成二十八年七月十日	○	
森本　真治	広島県広島市安佐北区口田南八―四三―六	参議院議員広島県	平成二十五年七月二十一日	○	
矢田　稚子	大阪府寝屋川市寿町一―八	参議院議員比例代表	平成二十八年七月十日	○	
柳田　稔	広島県広島市安佐南区毘沙門台東一―一六―二二	参議院議員広島県	平成二十八年七月十日	○	
吉川　沙織	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	平成二十五年七月二十一日	○	

(六)　得票総数

平成二十六年十二月十四日執行総選挙

小選挙区選挙　一一、九一六、八四九・二七四票

比例代表選挙　九、七七五、九九一　票

平成二十八年七月十日執行通常選挙

比例代表選挙　一一、七五一、〇一五・一七四票

選挙区選挙　一四、二一五、九五六　票

平成二十五年七月二十一日執行通常選挙

比例代表選挙　七、一三四、二一五・〇三八票

選挙区選挙　八、六四六、三七一・五七〇票

(九)　支部の数　五一六　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　五一六

(一〇)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成八年九月十七日

(一一)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成八年九月二十日

(一二)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十八年八月八日

○総務省告示第九十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十四条第一項の規定による政党の合併に関する届出があったので、同条第三項の規定により読み替えて準用される同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　民進党

(一)　合併解散政党の名称　合併解散政党が直近の届出をした年月日　合併解散政党が解散した年月日　合併解散政党の代表者であった者が解散の届出をした年月日

維新の党　平成二十八年一月十八日　平成二十八年三月二十七日

(二)　合併解散政党の得票総数

維新の党

平成二十六年十二月十四日執行総選挙　小選挙区選挙　四、三一九、六四五・八二三票　比例代表選挙　八、三八二、六九九　票

平成二十五年七月二十一日執行通常選挙　比例代表選挙　三、九八五、五二六・八〇六票　選挙区選挙　二、四一二、三〇五・三〇五票

○総務省告示第九十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十五条第一項の規定による政党の分割に関する届出があったので、同条第三項の規定により読み替えて準用される同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日

総務大臣　山本　早苗